

大豊村長 三谷泉水

行政が真に自治的に行はれる保障となるのであります。しかしながら近事における国家経済の急速な成長に反し、木村の如き未開発地方団体の財政を支える産業構造よりする財政の貧困性は益々助長される傾向にあります。すなわち昭和三十一年度以来毎年黒字決算をつづけ昭和三十三年度には積立金制度を設けるの類も四百参拾万円に達し村発足当時の財政事情と比較して雲に堪えぬものがあるとは言い乍ら一歩も誤まらんか再び赤字財政に転落する要素を余りにも多く包蔵してゐるのであります。

この為村の施策の重点はその總てが「農業を主体とし山林経営を加味した急傾

昭和三十四年度

# 一般会計

について

勢下に在りながらも諸般の施策が着実に執行され、私の初代村長就任当時予想だに出来なかつた成果を収めてつゞけられましたことは偏に二万村民各位の御文意、御協力のたまひものであり深く感銘致すところであります。申上げるまでもなく憲法第八章において保障せられた地方自治の消長は一にかかつて財政の自主権にあると考へます。

## 概況

昭和三十四年度は新村建設の第二期段階に入つた年度であり、又財政再建計画執行上の中間期における村財政運営の今後における一ツの見通しをうる上に於いて、

村という地方団体は独立の会計をもちその財源は住民自身が負担する地方税によることが地方自治の本旨を貫くべき態であり、村の

でも誠に意義深いものがあります。

その結果として部分的には落合、東土居の火災等思はぬ災害がありました。が總括的には歳入が予算に比し順調に決算されたこと、財政再建計画に基き冗費の節約によって効果があった事等により実質黒字二百五十一万二千元を生ずる事をえました。

昭和三十一年度以来黒字決算をつけ一方財政積立金四百三十万を確保する事が出来た事は一に村民各位の新村育成に寄せられた真摯な御協力のおかげであると信じ衷心より感謝申し上げます。

只ここで注意しなければならぬ事は形式的には昭和三十三年度に比べまして三十三年度の赤字三十三万一千二百と云ふことですが、昭和三十三年には繰越金が五百七十三万四千ありましたが、本年度は二百五十一万一千二百と云ふので、その差額の三百二十万三千は昨年の剰余金に喰ひ込んだということと

と出来るものは僅かに一割強であとはすべて国の施策に  
おんおしななければならぬ  
という事ですが、この様なこ  
とでは地方自治の自主性は  
望めないのでしょうか。自  
主財源が増加するかどうか  
事に村の政治の方向がある  
訳です、答えは簡単です住  
民一人一人の所得が向上す  
れば村の自主財源は増加す  
るのですから村の施策の総  
てがこの事にむすびついて  
います。

歳出について

次に歳出であります、  
これらの総額は一億五千九百  
七十四万四千円となっております  
りますので歳入との差額二

六万八千円。(三月末日現在)  
となつており住民一人の平均  
負担額は二千四百六十円で  
昭和三十三年度の一人当り負  
担(二千五百二十二円)に  
比し五十二円の減少となつ  
て居ります。  
尚昭和三十四年度に於ける  
借入額は六百万円(久寿  
軒小学校建築事業債三百  
十万円、怒田橋梁設事業債  
二百万円、公有林整備事業  
債八十万円)となつておりま  
す。

### 三、財産状況

つぎに第四表の財産の状況  
について御説明いたします  
と、申し上げておきます。

度に於いては財政積立金制度を採用して参りましてが昭和三十四年度末現在で四百三十万円となっております。最後に昭和三十四年度における主なる事業の実施状況について申し上げますと、事業費総額は三千百七十七万円となっておりますは財政規模の約三〇％を占める金額であります。この事業を行う為に投入した村の一般財源は一千五百九十一万五千円となっておりますが、この額は住民税、固定資産税のうち直接村民各位から徴集する金額の八三％を占める額であります。従つて

- ◎ 財政  
村という公共団体が、その活動を行うために営む経済をいう。
- ◎ 財政規模  
村の収入、支出の大きさを指している。
- ◎ 財源  
村という公共団体が一定の事務を執行するに必要な経費をまかなうべき歳入をいう。
- ◎ 一般財源  
使途（つかいみち）を指定されていない財源をいう。
- ◎ 特定財源  
使途を指定されている財源をいう。

の収入が総収入の二・四・六  
%となつていますが直接村  
民から徴集する住民税固定  
資産は一千九百十七万八千  
円（第二表収入及支出の内  
訳表参照）（法人税を含む  
）で総額に対し一一・九%  
であるという事実でありま  
す、云いかえれば本村の財政  
規模を一定と押えたの財源

**実質黒字250万円を生ず**

計画で県行造林として契約をするよう事務を進めているのが約八十九町歩（磯谷山）官行造林として契約をするよう交渉中のものが約十四町歩（尾生山）村の直営で植栽するもの約五十町歩となつております、本年度の計画完了後あとに残るのは檜尾山（自然林）のみとなりますが、これの経営についても具体的に検討が進められています。

#### 四、財政積立金について

第二に財政積立金の事でありますが村財政に弾力性を保持し村財政の健全性を促進すると共に行政水準の

その収入を一般的な支出目的にあてるために、村維持等の不動産、有価証券、預金等の財産という。

◎ 決算

毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間における歳入歳出について、その予算と実績とを比べて考査し、その結果、作成された決定的な計数表をいう。

◎ 剰余金

会計年度における歳入の収納済み額から、歳出の支出済み額を差引いた残額をいいます。

尚この剰余金は必ずこれを翌年度の歳入に繰入れることとなっています。

に於けるからであります。この事は本村の財政構造の底が浅く弾力性のないことの証拠であり、余らざれば足らざるの原理を裏付けるものであります、では以下順を追つて内容について御説明申し上げます。

一、収入と支出の状況

第一表（収入及支出の状況）を御覧下さい。

昭和三十四年度の収入は総額一億六千二百二十五万五千円でこの額は村発足以来最大のものとなつて居ります、歳入の主なものは財

百五十一万一千円が昭和三十  
四年度における歳計剰余金  
（繰越金）となります。  
主なものは財産費（国有  
林松下げによる買受代金）  
六千二百三十一万七千円  
三九%、次に教育費で二  
千八百二十二万八千円（一  
三%）、つきが役場費二千  
七万四千円（二・八%）、産  
経消費費二千三百六十五  
万四千円（八・五%）等の順  
なっております。高収入及  
び支出の内容につきましては  
は第二表で各項目毎に表  
てありますので御参照下さ  
います。

二、公債費について

本財産として将来の干預虞に期待出来るものは公有林であります現在村の所有する山林は五五八四町反七畝十九歩となっておりますが実際の面積は六百町歩を越えると思込まれております昭和三十四年度末迄に村が植栽して保育中のものが（直営林 約百六十七町歩興行造林として分収するもの約百八十五町歩官行造林として分収するもの約三十七町となつて居ります、現在未植栽地が約二百六十二町歩ありますが、柁ヶ森のように植栽不能地がありますので実際は約二百町歩とみられてゐます、このうち昭

納めた税金は直ちに投資な経費として二倍以上の額になつて返えされていとも謂えるのであります。この事につきましては第表を御參照下さい。

尚、今回の公表にあたっては、なるべく多くグラフ等を使用して御理解が容易であるよう注意しましたものの、財政という特別業務の分野であるため、どうしても専門用語を多く使うことになりました。

そこで、この報告書のうち、その主なものについて解説を掲げてみましたの御利用下さい。

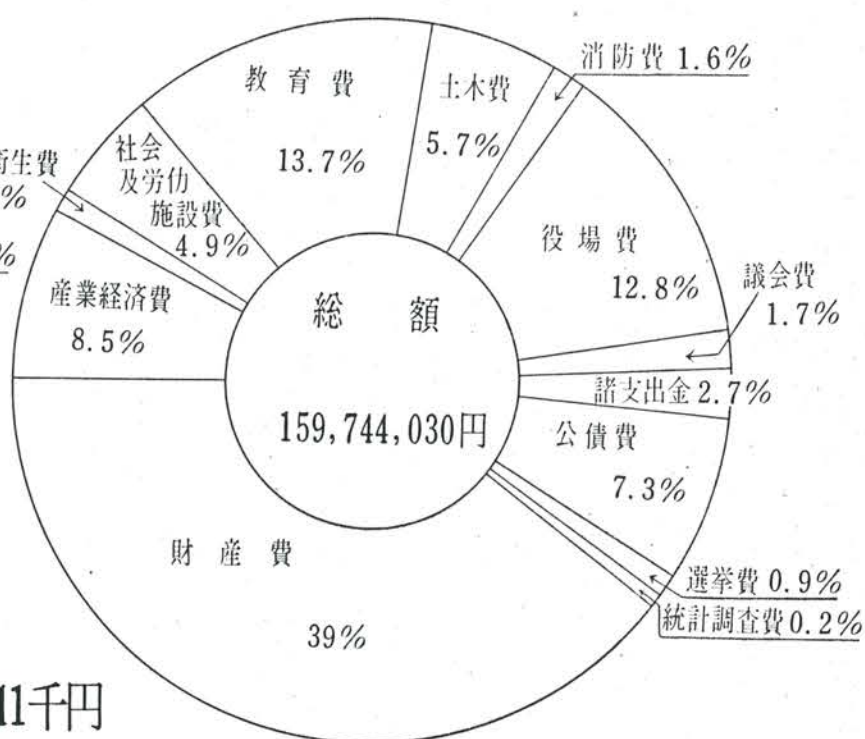
(第1表)

(單位千円)

| 歳入 | 区 分              |  | 予 算 額   | 収入ずみ額   | 収入歩合  | 住民1人額 |
|----|------------------|--|---------|---------|-------|-------|
|    | 費 目              |  |         |         |       |       |
|    | 1. 村 税           |  | 39,169  | 39,938  | 102.0 | 1,890 |
|    | 2. 地 方 交 付 税     |  | 25,588  | 25,588  | 100.0 | 1,235 |
|    | 3. 財 産 収 入       |  | 63,289  | 63,210  | 99.9  | 3,050 |
|    | 4. 分 担 金 及 負 担 金 |  | 0       | 0       |       |       |
|    | 5. 夫 役 及 現 品     |  | 0       | 0       |       |       |
|    | 6. 使 用 料 及 手 数 料 |  | 2,651   | 2,654   | 100.0 | 128   |
|    | 7. 国 庫 支 出 金     |  | 5,887   | 5,435   | 92.3  | 262   |
|    | 8. 県 支 出 金       |  | 5,952   | 5,713   | 96.0  | 276   |
|    | 9. 寄 附 金         |  | 2,023   | 1,999   | 98.8  | 96    |
|    | 10. 繰 越 金        |  | 9,480   | 9,480   | 100.0 | 457   |
|    | 11. 雑 収 入        |  | 2,834   | 223.8   | 79.0  | 108   |
|    | 12. 村 債          |  | 6,000   | 6,000   | 100.0 | 290   |
|    | 合 計              |  | 162,873 | 162,235 | 99.6  | 7,830 |

| 歳出 | 区 分                |  | 予 算 額   | 支出ずみ額   | 支出歩合  | 住民1人額 |
|----|--------------------|--|---------|---------|-------|-------|
|    | 費 目                |  |         |         |       |       |
|    | 1. 議 会 費           |  | 2,733   | 2,671   | 97.7  | 129   |
|    | 2. 役 場 費           |  | 20,569  | 20,400  | 99.2  | 984   |
|    | 3. 消 防 費           |  | 2,543   | 2,538   | 99.8  | 122   |
|    | 4. 土 木 費           |  | 9,351   | 9,167   | 98.0  | 442   |
|    | 5. 教 育 費           |  | 22,841  | 21,828  | 95.6  | 1,053 |
|    | 6. 社 会 及 労 働 施 設 費 |  | 8,352   | 7,876   | 94.3  | 380   |
|    | 7. 保 健 衛 生 費       |  | 1,688   | 1,610   | 95.4  | 78    |
|    | 8. 産 業 経 済 費       |  | 14,415  | 13,657  | 94.7  | 659   |
|    | 9. 財 産 費           |  | 62,334  | 62,317  | 100.0 | 3,007 |
|    | 10. 統 計 調 査 費      |  | 269     | 246     | 91.5  | 12    |
|    | 11. 選 挙 費          |  | 1,576   | 1,496   | 94.9  | 72    |
|    | 12. 公 債 費          |  | 11,662  | 11,658  | 100.0 | 563   |
|    | 13. 諸 支 出 金        |  | 4,533   | 4,280   | 94.4  | 207   |
|    | 14. 予 備 費          |  | 17      | 0       |       |       |
|    | 合 計                |  | 162,873 | 159,744 | 98.1  | 7,709 |
|    | 歳入歳出差引             |  |         |         |       | 2,111 |

## 歳 出 (款別内容)



| 能力        | %     | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 |
|-----------|-------|----|----|----|----|----|-----|
| 獎勵優秀員工獎金  | 175   |    |    |    |    |    |     |
| 依染病預防補助   | 250   |    |    |    |    |    |     |
| 結核予防、     | 300   |    |    |    |    |    |     |
| 統計調査、     | 215   |    |    |    |    |    | 174 |
| 産業委員会、    | 275   |    |    |    |    |    |     |
| 植林、       | 150   |    |    |    |    |    | 173 |
| 知事選挙費、    | 210   |    |    |    |    |    | 181 |
| 果樹、       | 122   |    |    |    |    |    | 102 |
| 季節係員開設、   | 28    |    |    |    |    |    |     |
| 特別助成施設、   | 200   |    |    |    |    |    |     |
| 農山村活性化推進、 | 44    |    |    |    |    |    |     |
| 林業改善工事、   | 203   |    |    |    |    |    | 105 |
| 林道開設事業、   | 250   |    |    |    |    |    |     |
| その他各種、    | 770   |    |    |    |    |    |     |
| 合 計       | 2,522 |    |    |    |    |    |     |

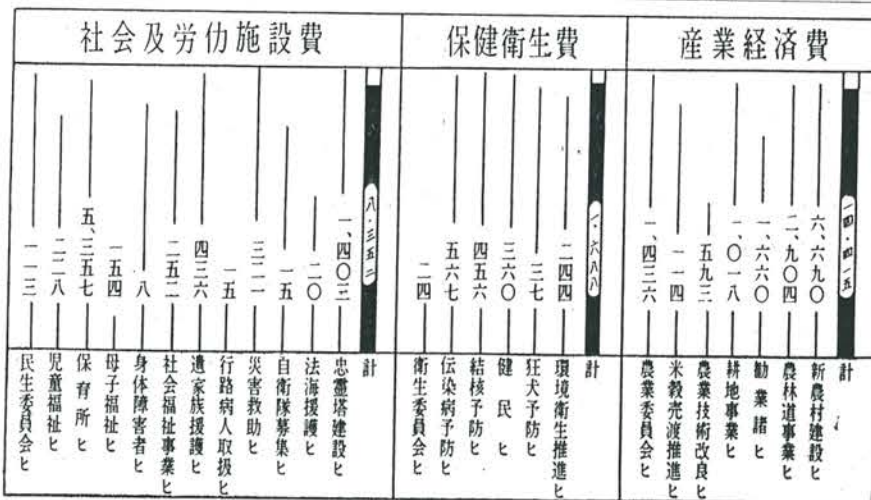
大豊村の国民健康保険歳  
入歳出の決算見入こつきま  
保険税の収納額に於きま  
しては九、六五三千円の調

四)

# 税金はこんなに使われた

## 支出の内訳 (第2表の2)

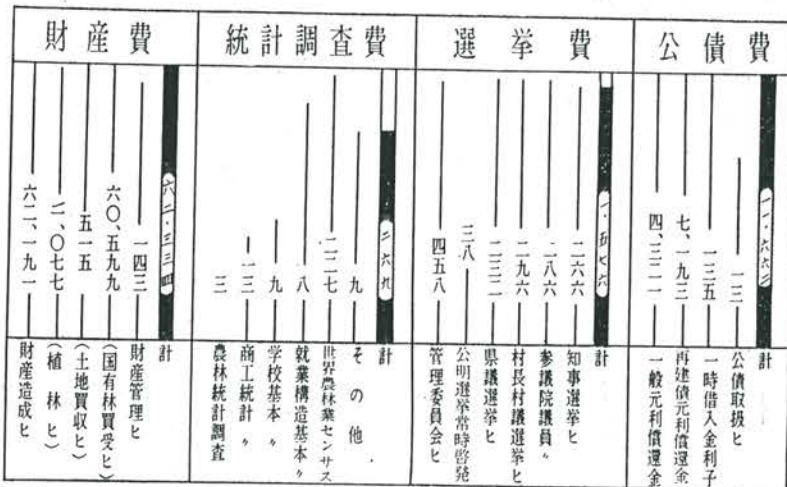
グラフ中の数字は予算額。単位千円  
棒グラフは予算額に対する支出済み額の歩合を示す。



第3表

公債費の状況

| 区分       | 記債額    | 住民1人当り負担額 |
|----------|--------|-----------|
| 一般公共事業   | 8,593  | 414       |
| 6.3制学校整備 | 19,055 | 920       |
| 災害復旧事業   | 9,360  | 452       |
| 財政再建債    | 13,160 | 635       |
| その他      | 800    | 39        |
| 合計       | 50,968 | 2,460円    |



訂正、諸支出金の内、穴内川ダム新築費とあるは対策費の誤り。

第4表

財産表

| 地目   | 反別        | 摘要           |
|------|-----------|--------------|
| 宅地   | 3,755坪86  |              |
| 田畑   | 13反013    |              |
| 山林   | 85反213    | うち植栽済別3,557反 |
| 建物   | 5,584反719 |              |
| 立金   | 7,289坪274 |              |
| 証券   | 4,300千円   |              |
| 有価証券 | 240千円     |              |

## 昭和34年度国民健康保険 歳入歳出決算見込みについて

民生課長 重 森 元 龜

大豊村の国民健康保険歳入歳出の決算見込につきましては第一表、第二表によるところでありますが、昭和34年度に於ける歳入合計は一三、二五九千円で歳出合計一三、二七千円で差引翌年度繰越金九四二千円と見込んでおります。

保険税の収納率に於きましては九、六五三の調定額に於き、七、六六二の収入で収納率は七九・三七％となっております。

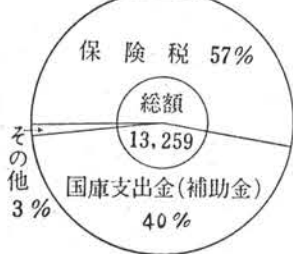
相互扶助の精神に基く国民健康保険は独立採算制を立前とした事業であり本事業の健全な運営は保険税の収納率にかかっているものであります。特に調整交付金である国庫補助金については保険税の収納率により当然交付されるべき算定額より収納率に於いて控除される事になつており保険財政に対する影響は大きなものであります。九〇％以上の収納が絶対必要とされております。

今後皆様の絶大なる御協力と御指導をお願いしてやみません。

尚本村は実施当初から病類別、年齢別、部落別等に区分し件数、医療費等詳細の統計を作成しておりますのでその資料に基づき、一般衛生行政との連絡を密にし保健施設(成人検診移動保健所)による予防施策により疾病の早期発見、早期治療に努めて保険財政の健全化を図つてゆきたいと考えます。

又保健婦の協力を得、保健婦活動と医療機関との連絡調整、更に社会福祉協議会、保健所等の公的な機関との仕事の協力が順調に行はれることが将来の国保の内容を強化してゆくための一つの柱であらうと考えます。

A. 歳入(款別内訳)



B. 歳出(款別内訳)



昭和34年度国民健康保険歳入歳出決算(見込)表

(単位千円)

| 費目         | 区分 | 予算額    | 収入済額   | 収入歩合  | 被保険者1人当額 |
|------------|----|--------|--------|-------|----------|
| 1. 国民健康保険税 | 税料 | 8,500  | 7,662  | 90.14 | 501(円)   |
| 2. 使用料及手数料 | 料  | 202    | 93     | 46.03 | 6        |
| 3. 国庫支出金   | 金  | 7,548  | 5,321  | 70.49 | 348      |
| 4. 県支出金    | 金  | 300    | 127    | 42.33 | 8        |
| 5. 雑収入     | 入  | 59     | 56     | 94.91 | 3        |
| 合計         |    | 16,609 | 13,259 | 79.83 | 368      |

| 費目       | 区分 | 予算額    | 支出済額   | 支出歩合  | 被保険者1人当額 |
|----------|----|--------|--------|-------|----------|
| 1. 役場費   | 費  | 2,362  | 1,538  | 65.11 | 100(円)   |
| 2. 保険給付費 | 費  | 13,584 | 10,580 | 77.89 | 692      |
| 3. 保健施設費 | 費  | 48     | 20     | 41.66 | 1        |
| 4. 趣味普及費 | 費  | 105    | 59     | 56.19 | 4        |
| 5. 財政産債費 | 費  | 50     | 0      | 0     | 0        |
| 6. 公債費   | 費  | 60     | 21     | 35.00 | 1        |
| 7. 諸支出金  | 金  | 280    | 99     | 35.35 | 6        |
| 8. 予備費   | 費  | 120    | 0      | 0     | 0        |
| 合計       |    | 16,609 | 12,317 | 74.15 | 1,613    |

歳入歳出差引残金

942千円

| 科    | 目        | 調定額    | 収入済額   | 収入歩合   | 備考 |
|------|----------|--------|--------|--------|----|
| 1.   | 保 險 税    | 9,653  | 7,662  | 79.37  |    |
| (イ)  | 保 險 税    | 9,653  | 7,662  | 79.37  |    |
| 2.   | 使用料手数料料  | 93     | 93     | 100.00 |    |
| (イ)  | 督促手数料    | 90     | 90     | "      |    |
| (ロ)  | 証明手数料    | 3      | 3      | "      |    |
| 3.   | 国庫支出金    | 5,321  | 5,321  | "      |    |
| (イ)  | 事務費補助金   | 1,321  | 1,321  | "      |    |
| (ロ)  | 療養給付費補助金 | 3,186  | 3,186  | "      |    |
| (ハ)  | 調整交付金    | 814    | 814    | "      |    |
| 4.   | 県支出金     | 127    | 127    | "      |    |
| (イ)  | 県補助金     | 127    | 127    | "      |    |
| 5.   | 雑 収 入    | 56     | 56     | "      |    |
| (イ)  | 延 滞 金    | 19     | 19     | "      |    |
| (ロ)  | 1時繰替金戻入  | 0      | 0      | "      |    |
| (ハ)  | 1時預金利子   | 33     | 33     | "      |    |
| (ニ)  | 雑 入      | 4      | 4      | "      |    |
| 歳入合計 |          | 15,250 | 13,259 | 86.94  |    |

追加更正予算案など  
二十件を可決

常任委員長を改選

名稱も改稱

今回の評議会で常任委員会の名称、所管事項、委員長、副委員の土長が改正された。従来の土長常任委員会は建設常任委員会、経済農林が産業経済常任委員会、教育厚生が教育民生常任委員会とそれぞれ呼ば替へられる。

顧問、陳情等の審査を掌る。  
長 大石正一郎  
教育民生 副 寺石由雄  
教育委員会(一件五〇万円以上の工事関係は除く)は生課に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

委員の構成は従来通り

納税優良

大豐村部落

六日役場会議室で開

延などを行い、午後より種々の説明や伝

当日は特に納税優

員に記念品が贈呈さ

りであるが、いずれも

大滝、川井、中内  
(二〇〇%)、沖

木、怒田、黒石、

式岩、目付、尾生、

東豊永公民館の新築工  
事施行について  
失補償契約の締結に  
関する事務の調査及び  
議案、請川口、以上十八  
部落

天坪小学校々庭へ集められた牛

天坪農協で去る七月十五日、十六日の兩日にわたる天坪下、久寿軒校下の肉牛の健康診断を天坪小学校と久寿軒校で実施した。当日は、県畜産課安岡衛生係長（獣医）坂本田井家を受けた。

畜保健康所長、藤原技師、大豊村畜管理所長（獣医）共済連猪野技師を迎え天坪小校下約百頭対象で七十三頭、久寿軒校下約八〇頭対象で六十五頭がそれ／＼検診を受けた。

割、双口虫虫は少々寄生しているのみで総合的には大體良好である事が判り、飼育者も大変参考になり喜んで、秋の出荷時期に今一度実施の予定である。また天坪農協では七月初め



検査内容は体重、体高、胸囲の測定、異物検査（鉄分の有無、生虫損傷、繁殖障害検査、総合診断等が行われ奇生率は県下で低い方で約一

飼主が説明を受ける

大豊村農民學級開設

会場 大田口校

八月十九日  
九月三日  
和作  
畜産

果樹・山林經營法

講師 農業改良普及所技師  
家畜管理所長

県林業課技師  
県内大学教授

テキスト代 十円

民館へ申込みのこと。

四Hクラブ共励会

八月二十三日、二十四日 一泊二日

参加者 村内で農業に従事している青少年

.....

## 編集後記

▽本号は七月に発行の予定でしたが、ずいぶん遅れましたが、すいぶん遅れましたが、すいぶん遅れました。加えて財政事情特集号としましたので、投稿や一般紙事が記載出来なくなり御迷惑をおかけしていますが、次号は、普通記事の内容として選くても九月月上旬迄には発行の予定です。

▽七月に各小学校の協力を得て六〇〇人の成人を対象に館報に対する世論調査を実施しました。

その結果は次号に発表しますが、もつと発行回数を多く、内容を充実してほしいとの意見が圧倒的に多く、公民館も皆様の御要望にうべく、最大の努力を傾ける所存ですので今後に期待下さい。